

1. 件名：「大飯発電所4号機の安全性向上評価届出に係る電子化について」
2. 日時：令和3年7月21日 15時40分～16時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

長官官房 総務課

青木総括係長

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

御器谷管理官補佐※、佐藤総括係長 宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネジャー 他3名※

5. 要旨

令和3年6月17日に行った関西電力株式会社大飯発電所4号機の安全性向上評価届出の電子化についての面談で、原子力規制庁が確認する旨伝えていた以下の点等について説明を行った。

- メール又はオンラインストレージを用いた電子申請は原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に基づき申請可能である。
- 規則上、本電子申請においては電子署名等が必要になるが、電子署名を付す位置について定めはない。複数ファイルに分けて申請する場合、例えば一つ目のファイルに電子署名を付していれば、その他のファイルに電子署名を付す必要はない。
- 関西電力の電子署名の認証機関を原子力規制庁に教えてもらいたい。
- 原子力規制庁で定める情報セキュリティポリシーに基づき、機密性3以上に相当する情報はメール等により受け付けることができないため、該当する情報を含むファイルについてはDVD等で部分的に提出してもらいたい。
- 電子申請による申請日時については、ファイルへの記録がされた時と定められており、事業者からオンラインストレージ等への格納が行われ規制庁のファイルに記録がされた時を想定している。

関西電力株式会社から了解した旨回答があった。

また、関西電力株式会社からは、以下の点について発言があった。

- 電子署名の認証機関は後日連絡する。
- 当該届出は、令和3年8月6日に行う見込み。

6. その他

特になし